

加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員会の設置に関する要綱

(目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)の規定に基づく、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「推進計画」という。)の策定について広く意見を聴取するため、加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 推進計画の案の作成に関し、意見を述べること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員5人以内で組織し、次の各号に定める者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの読書活動に関係する者
- (3) 市民を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から、推進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は策定委員会を総括し、委員長に事故があるときは、改めて委員の互選により委員長代理を決定し、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員長及び委員の報償の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 委員長 日額 11,000 円

(2) 委員 日額 9,000 円

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、加古川市立中央図書館に置く。

2 事務局は委員会の庶務及び必要な事務を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。